

最高人民法院による 情報ネットワーク伝播権侵害に係る民事紛争案件の審理における 法律適用の若干問題に関する規定

(2012年11月26日最高人民法院審判委員会第1561回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権系司法解釈の改正に関する決定」に基づく改正)

情報ネットワーク伝播権侵害に係る民事紛争案件を正しく審理し、法により情報ネットワーク伝播権を保護し、情報ネットワーク産業の健全な発展を促進し、公共の利益を保護するために、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和國著作権法」、「中華人民共和國民事訴訟法」等の関連法律の規定に基づき、裁判の実情を踏まえ、本規定を制定する。

第一条 人民法院は情報ネットワーク伝播権侵害に係る民事紛争案件を審理するにあたり、法に基づいて裁量権を行使する際には、権利者、ネットワークサービスプロバイダー及び社会公衆の利益に配慮しなければならない。

第二条 本規定でいう情報ネットワークには、コンピューター、テレビ、固定電話機、移動電話機等の電子機器を端末とするコンピューターインターネット、ラジオ・テレビネットワーク、固定通信ネットワーク、移動通信ネットワーク等の情報ネットワーク、及び公衆に開放されるローカルエリアネットワークを含む。

第三条 ネットワークユーザー、ネットワークサービスプロバイダーが許諾を得ずに、情報ネットワークを通じて、権利者が情報ネットワーク伝播権を享有する著作物、実演、録音・録画製品を提供する場合、法律、行政法規に別段の定めがある場合を除いて、人民法院は、情報ネットワーク伝播権侵害行為を構成するものであると認定しなければならない。

ネットワークサーバーへのアップロード、共有ファイルの設定、又はファイル共有ソフトの利用等の方法を通じて、著作物、実演、録音・録画製品を情報ネットワーク内に置き、公衆に個人が選定した時間と場所でダウンロード、ブラウジング又はその他の方法により取得できるようにさせる場合、人民法院は、前項に定める提供行為を実施したと認定しなければならない。

第四条 ネットワークサービスプロバイダーが他人と分業・協力等の方法で著作物、実演、録音・録画製品を共同提供している旨を証明する証拠があり、共同侵害行為を構成する場合、人民法院は、連帯して責任を負うよう命じる判決を下さなければならない。ネットワークサービスプロバイダーが、自動接続、自動伝送、情報ストレージスペース、検索、リンク、ファイル共有技術等のネットワークサービスのみを提供している旨を証明することができ、共同侵害行為を構成しないと主張する場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

第五条 ネットワークサービスプロバイダーがウェブページのスクリーンショット、サムネイルの提供等の方法で、実質的にその他のネットワークサービスプロバイダーに代わって公衆に関連著作物を提供する場合、人民法院は、提供行為を構成すると認定しなければならない。

前項に定める提供行為が関連著作物の正常な使用に影響せず、かつ当該著作物に対する権利者の合法的な権益に不合理な損失を与えず、ネットワークサービスプロバイダーが情報ネットワーク伝播権を侵害していないと主張する場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

第六条 原告が、ネットワークサービスプロバイダーが関連著作物、実演、録音・録画製品を提供した旨を証明する一応の証拠を有するも、ネットワークサービスプロバイダーがネットワークサービスのみを提供しかつ過失がない旨を証明できる場合には、人民法院は、権利侵害を構成するものと認定してはならない。

第七条 ネットワークサービスプロバイダーが、ネットワークサービスを提供する際に、ネットワークユーザーに情報ネットワーク伝播権侵害行為を実施するよう教唆又は幫助した場合、人民法院は、権利侵害責任を負うよう命じる判決を下さなければならない。

ネットワークサービスプロバイダーが言葉、プロモーション技術サポート、ポイント付与等の方法で、ネットワークユーザーに情報ネットワーク伝播権侵害行為を実施するよう誘導、奨励する場合、人民法院は、権利侵害行為の教唆に当たると認定しなければならない。

ネットワークサービスプロバイダーが、ネットワークユーザーがネットワークサービスを利用して情報ネットワーク伝播権を侵害していることを明らかに知り又は知るべきでありながら、リンクの削除、ブロック、切断等の必要な措置を講じず、又は技術サポート等の幫助行為を提供した場合、人民法院は、権利侵害行為の幫助に当たると認定しなければならない。

第八条 人民法院は、ネットワークサービスプロバイダーの過失に応じて、権利侵害の教唆、幫助の責任を負うか否かを確定しなければならない。ネットワークサービスプロバイダーの過失には、ネットワークユーザーによる情報ネットワーク伝播権侵害行為を明らかに知り又は知るべきであったことを含む。

ネットワークサービスプロバイダーがネットワークユーザーによる情報ネットワーク伝播権侵害行為に対して自発的に審査していない場合、人民法院は、これを根拠に過失があると認定してはならない。

ネットワークサービスプロバイダーが、すでに合理的で有効な技術的措置を講じ、なおもネットワークユーザーの情報ネットワーク伝播権侵害行為を発見することが困難である旨を証明できる場合、人民法院は、過失がないと認定しなければならない。

第九条 人民法院は、ネットワークユーザーによる情報ネットワーク伝播権侵害行為の具体的な事実が明らかであるか否かに応じて、次の各号に掲げる要素を総合的に考慮し、ネットワークサービスプロバイダーが知るべきであったか否かを認定しなければならない。

(一) ネットワークサービスプロバイダーのサービス提供の性質、方式及びそれが権利

侵害を誘発する可能性の大小に基づく、具備すべき情報管理能力

(二) 伝播する著作物、実演、録音・録画製品の種類、知名度及び権利侵害情報の明白性

(三) ネットワークサービスプロバイダーが著作物、実演、録音・録画製品に対して自発的に選択、編集、修正、推奨等を行ったか否か

(四) ネットワークサービスプロバイダーが権利侵害を防止する合理的な措置を積極的に講じているか否か

(五) ネットワークサービスプロバイダーが、権利侵害通知を受領する簡便な手順を設定し、かつ権利侵害通知に対して速やかに合理的な対応を取っているか否か

(六) ネットワークサービスプロバイダーが、同一のネットワークユーザーにより繰り返される権利侵害行為に対して相応の合理的な措置を講じているか否か

(七) その他の関連要素

第十条 ネットワークサービスプロバイダーが、ネットワークサービスを提供する際に、映画・ドラマのヒット作品等に対してランキング設定、目録、索引、記述的段落、簡潔な内容紹介等の方法で推奨し、かつ公衆がそのウェブページ上でダウンロード、ブラウジング又はその他の方法で直接取得できる場合、人民法院は、ネットワークユーザーによる情報ネットワーク伝播権侵害を知るべきであったと認定することができる。

第十一条 ネットワークサービスプロバイダーが、ネットワークユーザーによって提供される著作物、実演、録音・録画製品から経済的利益を直接取得する場合、人民法院は、当該ネットワークユーザーによる情報ネットワーク伝播権侵害行為に対して比較的高い注意義務を負うと認定しなければならない。

ネットワークサービスプロバイダーが、特定の著作物、実演、録音・録画製品に対して広告を配信して利益を取得し、又は伝播する著作物、実演、録音・録画製品との間にその他特定の繋がりが存する経済的利益を取得することは、前項に定める経済的利益の直接取得であると認定しなければならない。ネットワークサービスプロバイダーがネットワークサービスを提供することにより一般的な広告料金、サービス料金等を徴収することは、本項に定める事由に該当しない。

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合、人民法院は、案件の具体的状況に基づき、情報ストレージ・スペース・サービスを提供するネットワークサービスプロバイダーが、ネットワークユーザーによる情報ネットワーク伝播権侵害行為を知るべきであったと認定することができる。

(一) 映画・ドラマのヒット作品等をトップページ又はその他主要ページ等、ネットワークサービスプロバイダーが明らかに察知し得る位置に置いている場合

(二) 映画・ドラマのヒット作品等のテーマ、内容に対して自発的に選択、編集、整理、推奨を行い、又はそのために専用のランキングを設定している場合

(三) 関連する著作物、実演、録音・録画製品が許可を得ずに提供されていることを明らかに察知できるにも関わらず、合理的な措置を講じていないその他の事由が存在数する場合

第十三条 ネットワークサービスプロバイダーが、権利者が書簡、ファクシミリ、電子

メール等の方法で提出した通知及び権利侵害を構成することに係る一応の証拠を受領していながら、速やかに一応の証拠及び役務の種類に基づいて必要な措置を講じなかった場合、人民法院は、関連する情報ネットワーク伝播権侵害行為を明らかに知っていたと認定しなければならない。

第十四条 人民法院は、ネットワークサービスプロバイダーによる通知の転送、必要な措置の実施が速やかであったかを認定する際には、権利者が提出した通知の形式、通知の正確性、措置を講じることの難易度、ネットワークサービスの性質、係る著作物、実演、録音・録画製品の種類、知名度、数量等の要素に基づいて総合的に判断しなければならない。

第十五条 情報ネットワーク伝播権侵害に係る民事紛争案件は、権利侵害行為地又は被告住所地の人民法院が管轄する。権利侵害行為地には、被疑侵害行為を実施したネットワークサーバー、コンピューター端末等の設備所在地を含む。権利侵害行為地及び被告住所地を確定することがいずれも困難であり、又は国外にある場合には、原告が侵害内容を発見したコンピューター端末等の設備所在地を権利侵害行為地と見なすことができる。

第十六条 本規定の施行日より、「最高人民法院 コンピューターネットワーク著作権に係る紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（法釈〔2006〕11号）は、同時に廃止する。

本規定の施行後に未だ最終審を行っていない情報ネットワーク伝播権侵害に係る民事紛争案件については、本規定を適用する。本規定の施行前にすでに最終審が行われ、当事者が再審を請求し又は裁判監督手続きに従って再審が決定している場合、本規定は適用しない。

出所：最高人民法院ウェブサイトより該当部分を抜粋
<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。